# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	松戸市 児童手当又は特例給付の支給に関する事務 重 点項目評価書	-

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松戸市長

## 公表日

令和3年7月26日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(另	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	開示請求、問合せ		
v	評価実施手続		
	则添2) 変更簡所		

### I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	
②事務の内容	1. 事務の目的 児童手当又は特例給付は、児童手当法に基づき行われるもので、中学校修了前の児童を養育している受給者に対して支給される手当であり、この手当を適正に支給することを事務の目的とする。 2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、年度更新の書類を受理し、今後も引き続き受給要件に該当するかどうか審査する。 ※申請者からの申請書受理、年度更新の書類の受理については、窓口や郵送での書類の受入れ以外にサービス検索・電子申請機能での受領も可能とする。 3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 (2)所得情報を照会し、支給額の判定を行う。 (3)年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。	
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	福祉総合システム	
②システムの機能	<ul> <li>1. 異動入力機能 請求者等の相談履歴等、各種届出に基づく入力機能、入力された受給者台帳を管理する機能。</li> <li>2. 帳票発行機能 認定通知・額改定通知・消滅通知等の通知書、現況届発行及び一覧出力、受給者台帳帳票を出力する機能。</li> <li>3. 支払処理機能 各支払月における支払処理機能。</li> <li>4. 一括処理機能 各種届出の審査結果に基づく認定更新・年次更新や年齢到達による額改定・消滅に基づく処理、時効による処理等に基づく異動を一括で処理する機能。</li> </ul>	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	

[ 〇 ] 税務システム

[ **〇** ] 宛名システム等

[ ]その他 (

システム2			
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)		
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2. 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能 5. 権限管理機能 庁内共通連携基盤システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能 や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ○ ] 税務システム</li> <li>[ ○ ] その他 (中間サーバ・他業務システム )</li> </ul>		
システム3			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。  1. 符号管理機能情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能 「青報照会機能情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能情報提供スットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供等ので、特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 5. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能中間サーバと情報に連携対象)を副本として、保持・管理する機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 1. セキュリティ管理機能 時号化ノ符号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能 1. セキュリティ管理機能 中間サーバと有視能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。		
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] 税務システム [ ] その他 ( )		

システム4		
①システムの名称	番号管理システム	
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を、各業務システムからの求めに応じ、庁内共通連携基盤システムを通じて必要な場合のみ個人番号を提供する。また、個人番号を必要としない業務については、庁内のみの連携キーである宛名番号を提供し、番号の参照経路を一元化することにより、セキュリティの強化を図る。番号管理システムは、以下の番号を管理する機能を持つ。  1. 個人番号 地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号 2. 団体内統合宛名番号 既存業務システムが管理している送付先等の宛名情報を、中間サーバの符号及び個人番号と連携させ、個人を一意に特定するための番号 3. 宛名番号 庁内における各業務システムと宛名及び業務情報のひも付けのために所持する番号	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ O ]宛名システム等 [ O ]税務システム [ O ]その他 (中間サーバ・他業務システム )	
システム5		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	

3. 特定個人情報ファイル名		
児童手当情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条	
5. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>	
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 (1)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第七号)第19条、第44条 2. 別表第二における情報照会の根拠 (1)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第七号)第40条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室	
②所属長の役職名	児童給付担当室長	
7. 他の評価実施機関		

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲	※ 児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
その必要性	児童手当法に基づく児童手当又は特例給付の適正な支給を目的としているため、必要な範囲の特定個 人情報を保有。		
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>〔 50項目以上100項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上</li></ul>		
主な記録項目 氵	・識別情報		
その妥当性	1. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報本人特定を行い、各情報を記録し、受給資格者台帳の基礎とするため。 2. その他識別情報受給資格者ごとに認定番号を付して、受給状況を管理するため。 3. 連絡先受給資格者に問合せや連絡を行うため。 4. 地方税関係情報認定や現況届時の所得審査に用いるため。 5. 医療保険関係情報被用・非被用を確認するため。 6. 児童福祉・子育て関係情報申請者からの聴取り情報等の特記事項を記載するため。 7. 生活保護・社会福祉関係情報他制度の受給状況等を確認するため 8. 年金関係情報保険証等で被用者確認ができない場合に被用・非被用を確認するため。 9. その他(支払口座情報等)手当を口座振込するため。		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月		
⑥事務担当部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室		

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 ( 市民課 市民税課 )
			[O]行政機関·独立行政法人等 (厚生労働大臣 日本年金機構等 )
①人手	≦元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村 )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ <b>O</b> ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@1=	= <del></del> :-+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手	-万法		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (庁内共通連携基盤システム、サービス検索・電子申請機能)
③使用	目目的 ※		児童手当又は特例給付の受給資格の審査・認定・支給事務を処理するため。
		使用部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室
④使用	月の主体	使用者数	<選択肢>
			申請者からの申請書類の記載内容を確認するために使用する。
⑤使用	月万法		
情報の突合		の突合	申請書類記載内容との突合により確認を行う。
⑥使用	開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの		報ファイルの	
<b>季</b> 红α	)有無 <u>※</u>		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
女前.0.	7有無 🛣		( 1)件
委託	事項1		福祉総合システムの運用・保守業務
①委託内容			福祉総合システムの運用・保守業務
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>
③委託先名			株式会社 アイネス
再	④再委託の有無 ※		<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法	
	⑥再委託	事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 3 ) 件		
	[ ] 行っていない		
提供先1	都道府県知事等		
①法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 26の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務		
③提供する情報	番号法別表第二における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線		
@####	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
提供先2~5			
提供先2	社会福祉協議会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 30の項		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務		
③提供する情報	番号法別表第二における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		

提供先3	都道府県知事等		
①法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 87の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第44条		
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務		
③提供する情報	番号法別表第二における児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 15 √ 未満		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
<b>⊘</b> +□ /# <b>+</b> :+	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ] その他 ( )		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
移転先1	市民部 市民課		
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号の2		
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条に基づき住民票に記載するため		
③移転する情報	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者		
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線		
@76+=_L\.	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
6 移転方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[○]その他 (庁内共通連携基盤システムとの連携により移転 )		
	庁内共通連携基盤システムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		
移転先2	福祉長寿部 生活支援一課、生活支援二課		
19 74,702	1. 番号法第9条第1項 別表第一 15の項		
①法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条		
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務		
③移転する情報	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	10万人以上100万人未凋		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] ブラッシュメモリ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 ( 庁内共通連携基盤システムとの連携により移転 )		
⑦時期・頻度	庁内共通連携基盤システムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		

移転先3	福祉長寿部 生活支援二課		
①法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 63の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条		
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務		
③移転する情報	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢〉 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当又は特例給付の受給資格者・その配偶者・対象児童		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 庁内共通連携基盤システムとの連携により移転 )		
⑦時期·頻度	庁内共通連携基盤システムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	1. 紙及び媒体における措置施錠できるキャビネットに保管する。 2. 福祉総合システムにおける措置生体認証により立入り制限がされた管理区域にサーバを保管する。 3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置(1)庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。(2)特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置(1)中間サーバ・プラットフォームはボータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。(2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (2)中時的に保管された個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。(2)一時的に保管された個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。		
7. 備考			

### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

#### <福祉総合システム>

1 基本情報

カナ氏名、漢字氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号、住民区分、住所、住民日、消除日、申請種別、申請理由、申請年月日、申請 事由発生日、受給者区分、決定年月日、決定結果、決定理由、認定番号、被用区分、消滅日、支給区分

2 支払履歴

年度、10月期(天引額)、2月期(天引額)、6月期(天引額)、最新随時(天引額)、支払期、対象月、支払額、調整額、調整前額、天引額、天引後額、支払日、過払額、銀行名、支店名、種別、口座

3 福祉世帯情報

氏名、住民番号、住記上の続柄、本人から見た続柄、受給者との関係、該当日、非該当日

4 口座情報

金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人

5 現況情報

被用区分、对象年度、提出年月日、判定結果、現況届番号、発行年月日、判定年月日、時効年月日

6 所得情報

収入、所得、住民税法所得控除、所得税法税額控除、扶養人数、税額

7 所得判定詳細情報

氏名、住民番号、性別、生年月日、受給者との関係、マスタ、同意、控除後所得額、扶養、限度額

8 差止情報

差止理由、差止開始月、差止決定年月日、差止解除年月日、時効年月日、差止対象年度

9 不支給情報

不支給理由、不支給開始月、不支給決定年月日、不支給終了月

10 支払調整履歴

氏名、住民番号、申請日、申請種別、過払額、区分、調整額、調整済額、未調整額、返納額

11 債権履歴

氏名、住民番号、申請日、申請種別、過払額、区分、返納額、返納済額、未返納額、調整額

12 保険情報

保険者番号、保険者名、資格取得日、資格喪失日、被保険者名、記号・番号

13 天引情報

申請内容、徴収種類、徴収申請種別

<庁内共通連携基盤システム>

福祉総合システムの一部情報の副本

<中間サーバ・プラットフォーム>

福祉総合システムの一部情報及び情報提供用個人識別符号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク 1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 (1)窓口において本人又は同一世帯員であることの本人確認をしている。そのほか、紙情報等につい て、対象者であることの確認を行っている。 (2)マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示及び周知し、本人以外の情報の 入手を防止する。 リスクに対する措置の内容 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 (1)申請書等の記載項目について、必要な情報のみに限定している。 (2)住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従い、サービスを検索し、申請フォームを選択 して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要 な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3 特定個人情報の使用

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 福祉総合システムにおける措置 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えたひも付け が行われないように措置している。 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2)個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみ を提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築及びアクセス制御を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	1. 定められた方法により認証を行う。 2. ユーザごとに利用可能な端末を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 3. システムを利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。	
1. アクセス権限の発効管理・失効管理を行う。 2. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 3. アクセス権限の失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントもさせる。 4. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。 5. 年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。 6. サービス検索・電子申請機能については、以下の管理を併せて行う。 (1) 発効の管理 ①アクセス権限が必要となった場合、アカウント管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるザIDを発効する。 ②アカウント管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ③アクセス権限の付与を必要最低限とする。 (2) 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職報を確認し、当該ユーザIDを失効させる。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めてい	ない
	規定の内容	2. 直接 3. 許可 4. 許可	責任者等を含む、人員 又は間接に知り得た利 なしにデータを指示目 なしにデータを複写又 と認めたときは、委託	必密を他に 的以外に は複製して	漏らしてはならない。 使用し、又は第三者へ てはならない。	契約終了後も 提供してはな	同様とする らない。	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていた		十分に行	
	具体的な方法		基づき再委託等は禁止 らかじめ本市の書面に					とてはならない。た
その他の措置の内容		_						
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし		十分であ	53

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

- 1. 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交わす。
- 2. 外部委託業者の選定に際しては松戸市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを適時確認する。
- 3. 個人情報保護に関する規程、体制の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録を明確化し、業者の個人情報保護管理体制を確認した結果、基準に満たない業者とは委託契約を締結しない。

]提供・移転しない

#### リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 [ 定めている 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び 1. 番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 ルール遵守の確認方 2. 提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。 法 1. 庁内共通連携基盤システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから 提供・移転があったかまで記録される。 その他の措置の内容 2. サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限を有する 者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 <選択肢> 十分である Γ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
- (1)許可した提供・移転先にのみデータを提供・移転する機能を整備し、厳格に管理する。
- (2)提供・移転に関する運用方法及び手続を明確に管理、周知する。
- 2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
  - (1)データの提供・移転は、管理者権限を付与された者のみが行う。
  - (2)許可された提供・移転先にのみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に確認・管理する。
  - (3)番号法等の法令で定められた相手に対し、提供・移転先に応じた項目のみを提供・移転できる機能をシステム上で構築する。

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ]接続しない(入手) ]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2)特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許 可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施することになる。つ まり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリ ティリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能 (注2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供 可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う機能 <選択肢> ] 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク 1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基 盤システムへの設定が行なわれたシステムのみが接続可能である。 (3)通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、 管理者のみが設定及びサーバにアクセスできる。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提 供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネット リスクに対する措置の内容 ワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対 応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設 定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特 定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行 う機能 <選択肢> 十分である ] 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置
- (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
- (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容		1. 本市における物理的対策 (1)届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。 (2)セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 (3)許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。 (4)サーバ室内には生体認証設備と、監視カメラを設置する。 (5)バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 (6)停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。 (7)LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管を行う。 (8)外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管を行う。 2. 本市における技術的対策 (1)コンピュータウイルス対策ソフトウエアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。 (2)不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 (3)サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
性空机	特字個   悸起の保管・消土におけるその他のリスク及びそのリスクに対する世景						

### 特定個人情報の保官・消去におけるその他のリスク及ひそのリスクに対する措直

- 1. 中間サーバ・プラットフォームにおける物理的措置
- (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理を行う。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける技術的措置
- (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保 護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

#### 8. 監査 実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ **O** ] 内部監査 [ ]外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 十分に行っている ] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 従業者に対する教育・啓発 3) 十分に行っていない 1. 所管課における措置 個人情報保護について、随時、所属内研修を実施する。 2. 本市における教育・啓発 (1)情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2)本市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生し 具体的な方法 た事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す る。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、あらかじめ運用規則等について研修を行う。

### 10. その他のリスク対策

1. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシ の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現す る。

## IV 開示請求、問合せ

Marachian A had a						
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室					
<b>小胡水兀</b>	電話番号 047-366-7107					
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、第 口に提出する。					
③法令による特別の手続	_					
④個人情報ファイル簿への不 記載等						
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先	松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-3127					
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。					

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	平成27年7月1日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】					
①方法						
②実施日·期間	_					
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日	_					
②方法						
③結果	_					

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 基本情報 6-②所属長	児童給付担当室長 関川 恵美子	児童給付担当室長 小山 智之	事後	人事異動
平成28年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2-⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	その他
平成28年6月30日	Ⅲ-7過去3年以内の重大事 故の発生	発生あり	発生なし	事後	事故が過去3年以内では発生 していないことにより修正
平成29年7月14日	I 基本情報 1-②事務の概 要	2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、 年度更新の書類を受理し、今後も引き続き受給 要件に該当するかどうか審査する。	2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、年度更新の書類を受理し、今後も引き続き受給要件に該当するかどうか審査する。 ※申請者からの申請書受理、年度更新の書類の受理ついては、窓口や郵送での書類の受入以外にサービス検索・電子申請機能での受領も可能とする。	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 2-システム5-①	_	サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 2-システム5-②	_	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得 画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3-②入手方法	[〇]その他(庁内共通連携基盤システム)	[O]その他(庁内共通連携基盤システム、サービス検索・電子申請機能)	事前	

平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要6特定個人情報の保管・消去	生体認証により立ち入り制限かられた管理区域にてサーバを保管する。 3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1. 紙及び媒体における措置施錠できるキャビネットに保管する。 2. 福祉総合システムにおける措置生体認証により立ち入り制限がされた管理区域にてサーバを保管する。 3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置(1)庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、室を厳重に管理する。(2)特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置(1)中間数量しており、データセンターへの入館及びサーバを保存される。 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置(1)中間数量しており、データセンターへの入室を厳重に管理する。(2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 5. サービス検索・電子申請機能における措置(1)生体認証により立ち入り制限がされた管理区域にてサーバを保管する。(2)LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。	事前	
平成29年7月14日	Ⅲ — 2リスクに対する措置の 内容	ついて、対象者であることの確認を行っている。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための共置	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための 措置 (1)窓口において本人又は同一世帯員であることの本人確認をしている。そのほか、紙情報等について、対象者であることの確認を行っている。 (2)マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 (1)申請書等の記載項目について、必要な情報のみに限定している。 (2)住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和1年6月27日	I 基本情報 6-②所属長の 役職名	児童給付担当室長 小山 智之	児童給付担当室長	事後	様式改正